

土地家屋調査士
調査・測量実施要領

愛知県土地家屋調査士会

調査・測量実施要領

目 次

第1章 通 則

第1条	趣旨	1
第2条	適用の範囲	2
第3条	財産権の尊重	3
第4条	安全管理	3
第5条	会員相互の協調	5
第6条	補助者の使用	6
第7条	業務の態様	7
第8条	受託行為	8
第9条	受託時における打合せ事項	11
第10条	資料の調査	11
第11条	現地調査	13
第12条	受託事件の記録	13
第13条	調査書の作成	13

別紙 (通則)

1	業務委託契約書	15
2	受託カード	17
3	土地調書及び作成要領	19
4	建物調書及び作成要領	27
5	区分建物調書及び作成要領	29

第2章 土地の調査

第14条	土地家屋調査士が行う土地の調査・測量の作業手順	37
第15条	土地の現地調査要領	44
第16条	地図等の取扱い	45
	地図等の種類 (その名称と根拠法規)	45
第17条	地目の調査	51

第18条	利害関係人の立会い	56
第19条	他人の土地への立入り等	58
第20条	筆界認定のための基礎測量	60
第21条	筆界の認定	61
第22条	復元測量	62
第23条	筆界確認の協議	62
第24条	分筆測量	63
第25条	境界標の設置及び引照点測量	64
第26条	地図等のない地区の測量	67
第27条	地図訂正の要否	70
第28条	地図に関する申出	70
土地の調査関係法規		
○都市計画法		71
○建築基準法		73
○建築基準法施行令		74
○土地区画整理法		75
○土地改良法		77
○農地法		78
○農業振興地域の整備に関する法律		80
○国土調査法		81
○測量法		81
○測量法施行令		82
○計量法		84
○河川法		85
○道路法		87
○宅地造成等規制法		87
○国土利用計画法		89
○森林法		90
○自然環境保全法		90
地図の作製方法とその沿革関係法規		
○検見耕地絵図		91
○検見規則		91
○地引絵図		92
○地租改正二付心得書（愛知県）		94
○地租改正条例細目		95

○市街地地租改正調査法細目	96
○山林原野調査法細目	96
○量地心得書（愛知県）	97
○市街地丈量心得書（愛知県）	99
○地押調査ノ件	100
○実地取調上ノ儀ニ付長官演述書	100
○地図更正ノ件	101
○土地台帳規則	102
○租税ニ関スル諸帳簿管理其他取扱方	102
○地租条例施行上取扱方	102
○地租事務規程	102
○土地台帳法施行細則	104
○土地台帳事務取扱要領	104

参考様式（土地の調査）

1 土地境界立会いのお願い	105
2 土地境界立会いについてのお願い	106
3 筆界確認書	107
4 筆界立会確認書	109
5 地図に関する申出書	111

附録（土地の調査）

1 愛知県土地家屋調査士会資料センター運営規則	113
2 各種境界の参考基準	119
3 新設境界標の標準	124

第3章 建物の調査

第29条	建物の現地調査要領	125
第30条	所在の調査	126
第31条	所有権に関する調査	126
第32条	建物の認定	128
第33条	区分建物の認定	130
第34条	種類の認定	131
第35条	構造の認定	132
第36条	建物の個数	134

第37条	床面積の測定	135
第38条	滅失の認定	136
第39条	合棟又は合体による抹消	136
第40条	区分建物の滅失	137
第41条	重複登記等の防止	137
第42条	登記原因及びその日付	138
第43条	建物の同一性	138
第44条	区分建物の増築	138
第45条	区分建物が別棟の建物として登記されている場合	139
第46条	区分建物の敷地	141
第47条	建物図面・各階平面図の作製	

別紙 (建物の調査)	145
6 所有権を証する書面の種類	146
7 建物の主たる用途と建物の種類	148
8 屋根の種類	

附録 (建物の調査)	151
4 建物図面、各階平面図	153
5 区分建物申請様式及び図面	
6 建物の表示に関する登記事務の取扱いについて (昭和46年4月16日民事 甲第1527号)	164
7 区分建物でない建物について区分建物の登記がなされている場合の取扱 いについて (昭和38年9月28日民事甲第2658号)	176
8 誤つて1棟の建物として登記された区分所有の目的たる建物の登記につ いて (昭和39年9月12日民事甲第3027号)	177
9 区分建物の登記事務の取扱いについて (昭和39年5月16日民事甲第1761 号)	177
10 縦断的区分建物 (棟割長屋) の滅失登記申請手続について (昭和51年1 月15日表示登記ニュース第3号)	178

第4章 技術基準

第48条	目的	181
第49条	測量的方法	181
第50条	測量機器	

第51条	精度区分	182
第52条	単位	185
第53条	多角測量の選点	186
第54条	観測手簿の記載	186
第55条	距離の測定	187
第56条	角度の観測	187
第57条	測量計算及び地積の求積表示	189
第58条	多角測量の計算値の制限	189
第59条	地積測量の精度	189
第60条	点検測量	190
第61条	地積測量図の作製	190

別紙 (技術基準)

9 機器の検定等	193
----------	-----

参考様式 (技術基準)

6 多角測量距離測定手簿	197
7 多角測量角観測手簿	198
8 地積測量精度管理表	199

附録 (技術基準)

11 測定器材の性能及び規格	201
12 図式の標準	202
13 現況図図式	203
14 地積測量図	205
15 鋼製巻尺の補正方法	209
16 光波距離計の測定精度及び誤差	212
17 光波測距儀の誤差と原因	215
18 角観測の各種誤差と原因	216
19 精度と誤差	217
20 地図の方位	219
21 三角法の公式	220
22 面積の計算方法	223

巻末附録

1	平面直角座標系	225
2	平面直角座標系の名称記号と原点位置	227
3	平面直角座標系の適用区域図	229
4	平面直角座標系のしくみ	229
5	計量単位	230
6	日本工業規格(鋼製巻尺、トランシット、セオドライト、アリゲート、三角スケール)	232
7	境界木について	255
8	公差早見表	273

目次(終)

(注) 関係法規中、法令名の次の最終改正の略記は、例えば、〔昭60法86〕は〔昭和60年法律第86号〕ということである。